

岐阜市木造住宅耐震改修工事業 申請に関する注意事項【相談士向け】

相談士向けに岐阜市木造住宅に係る耐震改修工事業（補助事業）の申請から完了までの注意事項をまとめましたので、申請の際の参考にしてください。

1. 申込・交付申請

1 交付申請書

- ・申請者印を押印する場合は、完了実績報告まで同じものを使用してください。
- ・事業計画書の延べ面積は、計算書で算定した面積としてください。

2 耐震診断計算書（改修前・改修後）、図面等

- ・計算には Wee2012（Ver1.2.0）、Wee2012(Win10)（Ver.2.1.0）、または建防協評価済ソフトを使用ください。
- ・審査をスムーズに行うために、改修前と改修後の計算書の壁番号、図面の壁番号を一致させてください。
- ・0.7 補強の場合は、図面に家具の転倒防止策を講じるもの（タンス等）を記載してください。（ただし、補助対象工事費には含められません。）
- ・接合部の仕様を I とした場合は、接合部仕様の根拠資料を添付してください。
- ・使用する金物のカタログのコピーを添付してください。

3 見積書（工事、設計監理）

- ・あて先は申請者様あてで、社印を押印したもののコピーとしてください。
- ・原則、補助対象工事費と設計費と工事監理費はそれぞれ、別の見積書としてください。
- ・税抜額、税込額がわかるようにしてください。
- ・内訳は、改修工事一式ではなく、部屋ごとまたは補強壁ごとに計上し、金物などの単価が統一されているかよく確認してください。⇒5 ページ参照
- ・土法第 24 条の 8 の書面に記載の請負額は見積書と同じにしてください。

4 補強金物

- ・建築基準法の規定による認定（建築基準法の規定と同等以上の効力を有すると認めるものを含む）を有しない金物等を使用する改修工事は補助対象となりません。なお、現場検査のほか工程写真においても適正に改修工事が行われたことを確認します。写真の撮り忘れには十分注意してください。

5 相手方登録申請書

- ・相手方登録申請書は補助金の振込先の登録です。必ず申請者様に記載してもらってください。なお、原則、一人 1 口座です。福祉関係等の振込で、既に登録済みでないか申請者様に確認をお願いします。(相手方登録は市ホームページ上、「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」からも申請できます)

6 交付決定通知～工事着手

- ・正式に受付できた日から 2 週間後くらいを目安に、申請者様あてに交付決定通知書を発送します。通知日以降、適切に契約を締結し、工事に着手してください。

2. 変更・中止

交付決定を受け、工事着手してから、交付申請した図面・仕様等から変更が生じた場合、変更の理由を施工前に担当者までひとまず連絡ください。

尚、変更申請の回数を最小限となるようにするため、変更をしなければならない箇所が出揃ってから申請ください。また、補助金額の確定のため、補助金額が変更となる変更申請は1月初旬に済ませてください。

《連絡を忘れがちな変更内容》

- ・耐力算入している土壁が梁まで到達していなかった
⇒壁耐力が不足する場合がある
- ・耐力算入していない土壁が梁まで到達していたまたは既設筋違があった
⇒N 値計算により、金物の変更が必要な場合がある
- ・構造用合板から壁倍率 2.5 倍のボードなどの面材に変更
⇒壁倍率が同じであっても壁基準耐力の確認が取れない場合がある

1 変更申請書

- ・計画の年月日は、受付日より 1 週間程度後の日付になります。
- ・計画書は、交付申請から変更があったところのみ記載してください。

＜変更の理由・内容の記入例＞

	状 態	変更の理由	変更の内容
例 1	壁を解体したら、土壁がなかった	現地調査の結果、仕様が想定と異なっていたため	改修方法の変更、補助金額の変更
例 2	(所有者の要望で) 壁の位置が変更になった	壁の位置・仕様の計画変更のため※	改修方法の変更、工期の変更

※所有者＝申請者であるため、「所有者の要望で」という理由はありません

2 その他変更書類

- ・耐震壁を新設するなどで計算が変わった場合は、計算書や N 値計算書等の添付が必要です。
- ・交付申請から変更があった平面図・見積書を添付してください。
- ・変更箇所がわかるように記載ください。

3 変更交付決定通知

- ・申請者様あてに変更交付決定通知書（もしくは補助事業等計画変更承認通知書）を発送します。

4 中止届の手続き

何らかの理由で工事が中止となった（なりそうな）場合は、至急、担当者まで連絡ください。

工事中止までに行った工事・設計監理に対する補助金はありません。

なお、1月末以降の中止届は受付できません。

3. 完 了

工事が完了しましたら、工事費の請求・領収書の発行の前に、担当者にひとまず連絡ください。完了実績報告書の審査（変更申請の有無の確認）の後、現地検査を行います。

《重 要》

- ・領収書発行から1ヶ月以内に実績報告書の提出が必要です。
- ・2月中旬までに書類審査や現場検査を完了させるため、**遅くとも2月初旬までに工事が完了**するようにしてください。

1 完了実績報告書

- ・補助事業等の完了年月日は、領収書の日付となります。
- ・工事と設計監理の領収書の日付が異なる場合は遅い方の日となります。
- ・耐震改修工事時期は、交付決定通知日以降～完了年月日の日付です。

2 領収書の写し（工事、設計監理）

- ・氏名、金額ともに見積書と一致させてください。
- ・ただし書き、収入印紙、社印の確認をしてください。
- ・振込用紙では不可です。
- ・工事と設計監理の見積書が1つであった場合は、領収書も1つで構いませんが、ただし書きに「耐震改修工事代金、耐震改修設計監理代金」と記載ください。

3 工事写真

- ・すべての改修箇所の改修前、施工中、改修後の撮影をしてください。撮り忘れた場合や施工が不適切な場合はその箇所の補助金がおりない可能性がありますのでご注意ください。
- ・0.7 補強の場合、家具固定の状況写真を撮影ください。
- ・計算書にて劣化度の改善を行っている場合は、補修箇所を撮影ください。

<写真の撮り方・綴じ方（例）>

	X1-Y1 柱頭 (は) △△金物取付状況 コメントの記載事項 ・位置（部屋名、壁番号等） ・撮影対象（金物なら種類や柱頭か柱脚かなど、筋違や合板なども何を撮影したか明示） ■遠景の場合は黒板を掲示、接写の場合は黒板不要
---	---

- ・主に必要な写真（補強壁ごと）
 - ◎着工前
 - ◎解体後・・・既設土壁や筋違の状況を確認するために必要
 - ◎基礎補強・・・配筋の状況、コンクリート打設後の状況（出来形）
 - ◎柱金物・・・柱頭、柱脚（金物の種類が判別できる写真）
 - ◎壁補強・・・構造用合板（釘ピッチ等の確認）、筋違、筋違金物等
 - ◎壁下地・・・受け材、石膏ボード等
 - ◎完 成
- ・その他
 - ◎家具固定（0.7 補強の場合）
 - ◎劣化補修・・・補修前、補修後
 - ◎屋根葺き替え・・・瓦撤去、下地（ルーフィング等）、樋等
 その他補助対象とした工事の内容が分かる写真

《 重 要 》

- ・工事写真で土壁が梁まで到達していないことが発覚したときなど、改修後の数値の低下に疑義が生じた場合は、改修後の再計算を行っていただく場合があります。

4 現場検査

- ・書類審査後、現場検査を行いますので、申請者様と日程調整をお願いします。

5 確定通知～補助金支払

- ・申請者様あてに確定通知書を送付後、1 ヶ月以内に相手方登録した口座に補助金額が振り込まれます。

●固定資産税、所得税の特別控除について

- ・1.0 補強をした住宅に限ります。
- ・証明は、相談士（建築士事務所に属する建築士）でも可能です。
- ・もし岐阜市へ証明書発行の依頼をされる場合は、建築指導課窓口へお越しいただくよう申請者様にお伝えください。なお、証明書一通につき、300 円の手数料がかかります。
- ・固定資産税の減額の申請は、工事完了（領収書の日付）の後 3 ヶ月以内となっておりますので、期限にご注意ください。
- ・平成 29 年税制改正により、証明の様式が統一されました。

＜固定資産税・所得税とも＞

- ①市が発行する証明書・・・「住宅耐震改修証明書」
 - ②建築士等が発行する証明書・・・「増改築等工事証明書」
- 固定資産税の減額措置と所得税特別控除を併せて行う場合は、証明書が二通必要です。

○○建設

○○建設

R7.4 Ver1.0
岐阜市建築指導課